

# 東員町 一般廃棄物処理基本計画【概要版】

## 令和6年度～令和15年度

### 1 計画策定の趣旨

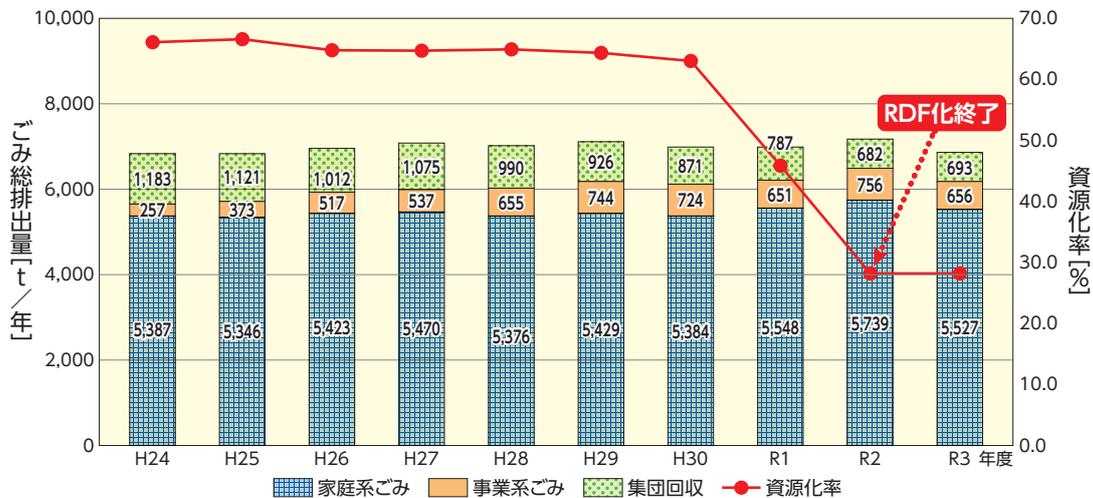
本基本計画は、前計画策定以降の廃棄物処理体制の変更や社会情勢の変化を考慮し、町の一般廃棄物処理基本計画の改訂(以下「本計画」という。)を行うものです。

### 2 ごみ処理基本計画

近年問題となっている温室効果ガス排出量の削減、食品ロスや海洋プラスチック(マイクロプラスチック)の解決に向け、第6次東員町総合計画に示されている施策体系を踏まえつつ、「同じ町に住む人のつながり」として住民・事業者・行政の連携をこれまで以上に充実させることにより、「循環型社会の形成」をめざします。

#### (1) ごみ処理の現状

家庭系ごみは令和元年度以降若干増加傾向、事業系ごみも平成24年度以降継続して増加傾向ですが、集団回収は継続した減少傾向にあります。また、令和3年度の資源化率が28.3%です(県内で5番目に高い)。また、資源化率はRDF(固形燃料)化終了に伴い令和2年度以降、約28%となっています。



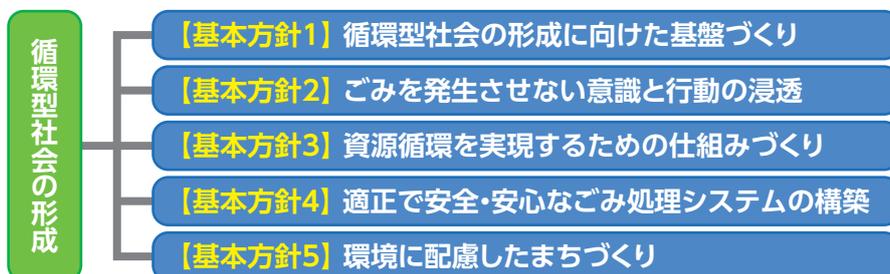
#### (2) 計画の目標

令和3年度を基準年度、令和15年度を最終目標年度とした、数値目標を設定します。

(基準:令和3年度)	(目標:令和15年度)
家庭系ごみ: 512	➔ 460g/人日 (10%削減)
事業系ごみ: 69	➔ 66g/人日 (10%削減)
資源化率 : 28.3	➔ 30% (基準年度以上)

#### (3) 基本理念・基本方針

計画目標の達成に向けて基本理念「循環型社会の形成」の基5つの基本方針を定めています。



### 3 食品ロス削減推進計画

食品ロスは住民と食品関連事業者の双方から発生することから、卸売・小売から消費に至るまでの全ての段階で取り組むべき課題です。

#### 食品ロスの現状

日本では年間約1,670万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち約31%にあたる約523万トンが食品ロスと試算されています。食品ロスのうち、事業系食品ロスが約279万トン、家庭系食品ロスが約244万トンとなっています。

#### 基本方針

食品ロスの削減を推進するためには、一人ひとりが意識を変えて、食品ロスを発生させないライフスタイルに変えていくことが重要です。そのためには、食品ロスに関する幅広い知識の普及・啓発を行い、食品ロスについて考える機会を創出し、食品ロスの削減に繋がる取組を推進します。

#### 住民・事業者による行動例

食品ロス削減のために住民や事業者それぞれが考え行動に移すことが重要です。

区分	行動例	
住民	買物の際	事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し(手前取り、見切り品等の活用)、使い切れる分だけ購入する。
	食品の保存の際	食材(特に野菜や果物)に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。
	調理の際	家にある食材を計画的に使いきるほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
	外食の際	食べきれる量を注文し、提供された料理は食べきるようにする。
	生ごみを排出する際	水きりを徹底し、ごみを軽くして出す意識を持つ。
事業者	食品卸売・小売業者	流通過程全体での食品ロス削減に向けた、納品期限(3分の1ルール)等の緩和や適正発注の推進等の商習慣の見直しに取り組む。
	外食事業者	おいしく食べきりを呼びかける3010運動等の取組を行う。
	食品関連事業者	フードバンク活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。

### 4 生活排水処理基本計画

本町では、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備が進んだことに伴い、生活排水処理率は令和3年度末で98.8%と100%に近い状況となっています。今後は、単独処理浄化槽世帯及び汲み取り世帯を中心に生活排水処理の推進を進めていきます。

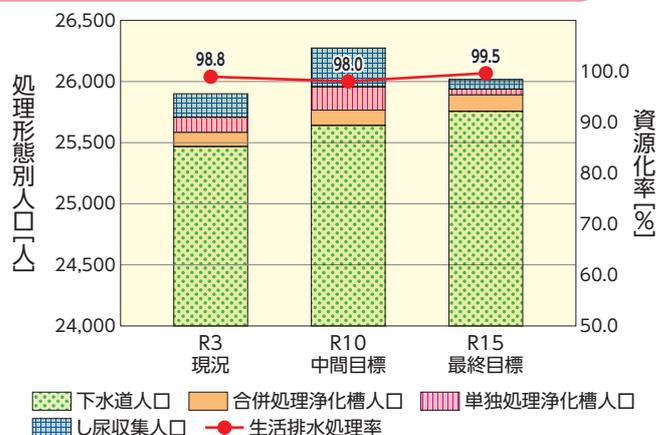
#### 基本方針

生活排水処理の推進のため以下の基本方針を定めています。

【基本方針1】 公共下水道への接続の推進

【基本方針2】 合併処理浄化槽の適切な設置及び管理

【基本方針3】 生活排水対策の啓発



東員町 一般廃棄物処理基本計画 令和6年3月

東員町 みらい環境課 〒511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600番地

TEL.0594-86-2807 FAX.0594-86-2850 E-mail:kankyo@town.toin.